

### 別紙3

#### 【対象地域】

中部電力パワーグリッド株式会社サービスエリア内		
隣接する地域	長野県	下水内郡栄村

#### 【特別措置の内容】

##### ① 電気料金の支払期日延長

2020年11月分（災害救助法の適用日以降に支払期日（検針日の翌日から30日目）を迎えるものに限る）、12月分、2021年1月分および2月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1か月間延長いたします。

##### ② 不適用月の電気料金の免除

被災時から継続して電気を使用していない場合は、被災日が属する月分の次の月分の電気料金から6か月間に限り、電気料金を申し受けません。

##### ③ 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

被災により一時使用不能となった電気設備について、2021年6月末日までの間は、その使用不能設備分の基本料金を申し受けません。

##### ④ 工事費負担金等相当額の免除

「工事費負担金等の免除」または「臨時工事費の免除」の適用基準に該当する場合は、工事費負担金等相当額を申し受けません。

中部電力ミライズ株式会社：[https://miraiz.chuden.co.jp/info/press/1203740\\_1938.html](https://miraiz.chuden.co.jp/info/press/1203740_1938.html)

#### 〔お問い合わせ先〕

株式会社ウエスト電力 業務本部：03-5353-6858

受付時間：平日 9：00～18：00

（定休日：土曜・日曜・祝日）